

社会福祉法人日本盲人会連合
平成28年度事業計画
(自平成28年4月1日～至平成29年3月31日)

第I章 組織・団体活動

1. 組織・団体活動の強化

(1) ブロック長会議の開催

昨年度の第68回全国盲人福祉大会（岐阜大会）において第1回ブロック長会議を開催し、これまであまり議論を行う事の出来なかった各ブロックの運営状況などを議論し、本連合と加盟団体の連携強化の必要性が確認された。

本年度も引き続き第69回全国盲人福祉大会（青森大会）においてブロック長会議を開催することとし、本連合とブロック及び各加盟団体が持つ課題等について議論を行う。

(2) 全国盲人福祉大会における分科会の在り方の検討

全国盲人代表者会議は、現在、実施している3分科会体制では、提出議案が十分に討議できないという意見が出ていることを踏まえ、分科会の設置方法や運営を見直し、討議が十分に尽くされるよう検討する。

特に、開催時間の延長やいくつの分科会を設置するかなどを検討し、国への要求項目が精練されるようにする。

(3) 加盟団体並びにブロック協議会の強化

厚生労働省をはじめ国の動きや他団体からの情報を電子メール等により随時加盟団体等に提供する。

また、ブロック大会、各種会議や研修会の開催に当たっては、役員を派遣し、中央の動き等の情報提供に努め、組織の連携強化を図る。

(4) 法律改正に対する対応

平成28年4月1日より施行される「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」については、各加盟団体が法の趣旨を理解し、的確に行動できるための情報提供を行う。さらには、「障害者総合支援法」の改正に対し積極的に関与する。また、差別的取り扱いの是正や合理的配慮が実現しなかった事例については、その実現のために不服申立などを組織的に支援する。

(5) 財政基盤の強化

本連合は、日本盲人福祉センターの安定的な運営を確保するとともに、運動団体としての活動が十分に行えるための財政を確保しなければならない。社会福祉事業の拡大によって事業費収入を増やすとともに、組織活動を支えるための自主財源を確保しなければならない。

2. 新たな分野への対応

(1) 弱視者対策

これまで十分には取り組むことができなかった弱視者の抱えている問題や社会参加の課題について改めて取り組みを強化し、課題を明らかにする。そのためには、これまでの総合企画審議会での懇談会を拡大し継続的な取り組みにすることが必要である。また、本年は生活協同組合の助成事業としての全国調査を行い、問題点やニーズを改めて整理するとともに、解消策や施策等の提言を行う。

(2) 高齢者対策

視覚障害者の7割以上が高齢者であることを踏まえ、視覚障害者向けのデイサービスの拡大や、全ての高齢視覚障害者がグループホームを利用することができるようにするなど、高齢視覚障害者に係わる諸問題を解決するように運動する。

(3) 中途失明者対策

各地で対応が遅れている中途失明者に対する教育・訓練事業を、全国で安定的に受けられるようにするため、眼科医・教育機関・施設・当事者団体などの関係団体と協議を行い、ネットワーク化を進める。また、国に対して全国どこでも歩行訓練を含む生活訓練が受けられるようにするための改善を要求する。特に仕事をしていて中途失明者になった者の雇用継続については早急に改善が必要で、どの中途失明者も復職が出来る仕組みを目指す。

(4) 教育分野

各地の盲学校（視覚特別支援学校）の理療科の入学者数が減少している状況を踏まえ、理療科教育の在り方や未来のあはき師を安定的に育てていくことを、関係団体と連携して検討する。

また、統合教育の拡大や大学受験などにおける合理的配慮を含む視覚障害者の教育環境の改善策を検討し、国や関係機関に

問題解決のための提言を行う。

(5) 情報収集・調査活動の充実

様々な諸問題を解決していく上で、視覚障害に係わる最新の動向を把握することは必須であり、情報収集を強化しそれを分析するとともに、関係機関に調査結果を提供する。

特にあはき、就労、交通安全、災害などに係わる情報は国やマスコミからも情報提供依頼が多く、自らアンケート活動や情報収集などの調査活動を行い、社会の要請に答える日盲連を目指す。

(6) 相談事業の充実

相談事業は視覚障害者自身がつもつ悩みや困難を解決するための重要な事業であり、様々な相談に対応出来るよう、相談体制を充実し、相談内容を資料化する。

特に、雇用問題に関する相談や中途失明者のための相談事業が重要である。しかし、本連合が相談事業を行っていることの情報に中途失明者などに行き届いていないため、事業を周知することが必要である。

3. 総合企画審議会関連の対応

(1) ロービジョンケアを中心とした眼科医等との連携

眼科医会やロービジョン学会等の関係団体との懇談会を都道府県ごとに開催し、各地の関係団体との交流を深めネットワーク化を図ることによって、課題の共有化と制度改革の方向性を明らかにする。

(2) 弱視者問題懇談会の開催

これまでも弱視者問題に取り組む団体と協議会を開催したり、若手を中心に弱視者問題についての懇談会を開催してきた。今後は弱視者問題懇談会（仮称）を継続的に開催し、全国の弱視者の声をすくい上げ、弱視者が持つ課題の把握を行い、組織運動に活かしていく。

(3) マラケシュ条約の批准と読書バリアフリー法の制定に向けた取り組み

マラケシュ条約の批准に向けて著作権法の改正（同法37条3項の適用拡大など）を引き続き求める。さらに、読書バリアフリー法、あるいはコミュニケーション支援法の制定に向けて引き続き関連団体と協議の上で運動を展開する。

(4) 歩行訓練士の在り方に関する検討会の実施

全国どこに暮らしていても適切な生活訓練を含む歩行訓練が受けられる体制を確立することが急務である。そのための関係者による検討会を開催してきたが、本年度は全国の実態の把握と歩行訓練士の配置基準等を設けるための調査研究を行い、国に提言を行う準備をする。

(5) 点訳・音訳ボランティア養成事業活性化に向けた対策

地域生活支援事業の点訳者・音訳者の養成が都道府県において必須事業として確立していない。そこで、関係者を交えた検討会や調査研究を行い、全国統一のマニュアルを作成し、そのマニュアルが各地のボランティア養成事業に活かされるよう配布する。

(6) 就労対策

全ての事業者に対し障害者差別の禁止と合理的配慮の提供を義務付けた「改正障害者雇用促進法」が本年4月から施行されることを踏まえ、これまで以上に、加盟団体及び関係団体との連携を通して視覚障害者の就労が促進されるための働きかけや就労実態の把握が不可欠である。また、個別相談に対応するため、これまでの電話相談を充実・強化し、「雇用問題110番」あるいは「障害者差別ホットライン」といった相談事業を実施する。

重点課題として、ヘルスキーパーの雇用拡大や地方自治体の職員採用試験において点字受験を実施させるなどの取り組みを行う。また、視覚障害者のあはき師以外の就労（いわゆる一般就労）については、就労の促進を進める目的で関係機関との連携の場や研究会を創設する。

(7) あはき問題戦略会議

引き続き、無資格問題や柔整問題、あはき法19条問題など、解決しなくてはならない課題を議論し、問題解決のための具体策を明確にして、実行に移すための取り組みを行う。

特に無資格者問題に関しては、無資格者の施術による被害者を原告とする訴訟を含めた対応が必要である。日盲連加盟団体との連携だけでなく、関連団体とも共同した全国規模の運動を提案し、裁判の準備にも着手する。また、晴眼者のためのあん摩・マッサージ・指圧師養成課程の新・増設をめぐり裁判が提起される可能性もあるので、そうした裁判を念頭に新・増設に対する反対運動も視野に入れておかなければならない。

(8) 将来ビジョン検討委員会

障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されることを踏まえ、わが国の視覚障害者福祉の将来及び本連合の役割を検討する場として将来ビジョン検討委員会を引き続き開催し、本年は提言（将来ビジョン）をまとめる。

(9) バリアフリーの推進

① 視覚障害者誘導用ブロック検討会議の開催

視覚障害者誘導用ブロック取り扱い業者を中心に関係者が出席し、点字ブロック（屋外・屋内）及び誘導マットについての検討を行い、普及・設置に向けて会議を実施する。

② 交通安全対策に対する要望活動

国や関係機関が開催する各種検討会に積極的に参加し、視覚障害者が安心・安全に移動出来る交通安全対策の実現を目指す。

③ 放送関連に対する要望活動

視覚障害者のための解説放送は聴覚障害者のための字幕放送と比べて大きく遅れている。緊急時における字幕放送の音声化や解説放送の一層の拡充を行うため、総務省との折衝を強めるとともに、解説付き番組の情報を各局から収集し広く視覚障害者に伝える。

④ 2020年東京オリンピック、パラリンピック関連

国や関係機関が開催している各種検討会に、本年も積極的に参加し、視覚障害者にとってのバリアフリー化を推し進める。

4. 改正社会福祉法への対応

施行が迫っている改正社会福祉法への的確に対応するため、本連合においても法人改革を行い組織強化を目指す。

5. 国内及び海外の関係団体との相互交流、協力に関する事業

(1) 府省庁や関係機関との協力

厚生労働省、国土交通省、総務省をはじめ関係府省庁等の審議会に代表を派遣するとともに、視覚障害者の立場から意見や要望を述べる。

(2) 国際交流

WBU（世界盲人連合）及びWBUP（世界盲人連合アジア太平洋地域協議会）に代表を派遣し、世界の視覚障害者福祉

に関する情報を収集するとともに、アジア地域の交流を活発化する。

(3) 各障害者団体との協力

視覚障害者の福祉向上のため、他の障害者団体との連携・協力体制を強化する。主に全国社会福祉協議会、日本障害フォーラム（JDF）、あはき等法推進協議会、鍼灸マッサージ保険推進協議会等の団体の一員として、視覚障害者の権利擁護や業権擁護に努める。

6. 選挙情報への対応

日本盲人福祉委員会に設置されている「視覚障害者選挙情報支援プロジェクト」と連携し、夏に実施される参議院議員選挙、各地で実施される市町村選挙の執行に際し、当該選挙管理委員会に対して積極的に以下の働きかけを行う。

(1) 点字での選挙公報

点字使用の視覚障害有権者の選挙権行使のため、点字選挙公報の普及・拡大に努める。

(2) 録音での選挙公報

点字や拡大文字の読めない視覚障害有権者の選挙権行使のため、録音による選挙公報の普及・拡大に努める。

(3) 拡大文字での選挙公報

点字・録音に加えて、視覚障害者の7割を占める弱視者の情報を保障するため、拡大文字版選挙公報の普及・拡大に努める。

7. 各種会議の開催

(1) 理事会の開催

以下の日程（予定）で理事会を開催する。

第1回 4月 1日（金）議案：正副会長、常務の選任

第2回 4月20日（水）議案：全国大会の運営他

第3回 5月20日（金）議案：全国大会関連他

第4回 5月20日（金）議案：事業報告、決算他

第5回を12月、第6回と第7回を平成29年3月に開催する予定。

※6月に各府省庁へ陳情を実施する。

(2) 評議員会の開催

以下の日程（予定）で評議員会を開催する。

第1回 5月20日（金）議案：事業報告、決算他

第2回を平成29年3月に開催する予定。

(3) 文化厚生事業の開催

① 第42回全国盲人文芸大会

募集作品 俳句、川柳、短歌、随想・随筆

募集期間 6月1日(水)から7月31日(日)

② 第40回全国盲人将棋大会

期日・場所 未定

8. 第69回全国盲人福祉大会の開催

本年5月に青森県において、全国の視覚障害者が一堂に会し、各地域の取り組みや課題について意見交換を行い、視覚障害者の自立と社会参加を推進する。

期日 5月20日(金)から22日(日)

場所 リンクステーションホール青森、ホテル青森

主催 日本盲人会連合、青森県視覚障害者福祉会

9. 各協議会の活動

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師協議会

視覚障害あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の業域の確保と職業的・経済的自立を図るため、以下の項目について重点的に取り組む。

① あはき業域侵害要因の排除及び免許保有証の申請手続き

② 就労の場の拡大と合理的配慮の具現化

③ 学術研修充実と教育制度改善への取り組み

④ 鍼灸マッサージ保険取り扱いの拡大と損害賠償責任保険への加入促進

⑤ あはき関係団体との連携と加盟団体の組織強化及び情報交換の促進

(2) 青年協議会

盲青年の生活・文化の向上を図り、ホームページ、メーリングリスト等を充実させ、会員相互間の情報交換、交流の一層の活性化を図る。

また、移動、IT、就労等について、青年層の抱える問題を集約し、日盲連本部とも連携のもと、社会に対する啓発を行う。

主な活動は以下のとおり。

① 日盲連理事会、評議員会、将来ビジョン検討委員会への参加

- ②第69回全国盲人福祉大会への参加
- ③日盲連「声のひろば」への音源提供
- ④機関誌「いぶき」の発行
- ⑤社会対策研修会の開催
- ⑥団体青年部活動助成事業の実施
- ⑦青年協議会役員名簿の作成と管理
- ⑧点字、墨字、メールによる各種文書送付
- ⑨各種調査、アンケートへの協力
- ⑩第62回全国盲青年研修大会の開催
期日 9月3日(土)から4日(日)
場所 千葉県千葉市

(3) 女性協議会

盲女性の生活文化、地位向上を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- ①盲女性の実態に関する資料収集や調査研究
- ②盲女性の生活環境の改善
- ③情報交換や会報の発行
- ④研修会や大会等の開催
- ⑤その他、日盲連理事会または評議員会の決議に基づく事業を含め、協議会が必要と認める事業
- ⑥第62回全国盲女性研修大会の開催
期日 8月21日(日)から23日(火)
場所 福岡県福岡市

(4) 音楽家協議会

音楽を通じて日本文化の発展に寄与しつつ、会員の一層の技芸向上を図る目的で、本年度は、岡山県視覚障害者協会の協力により、第54回全国三曲演奏会並びに第55回全国音楽家福祉大会を開催する。

- ①第54回全国三曲演奏会並びに第55回全国音楽家福祉大会
期日 平成29年1月29日(日)から30日(月)
場所 岡山県倉敷市

(5) スポーツ協議会

視覚障害者の体位向上と社会参加を目指し、既存のスポーツだけでなく、新しいスポーツなどにも取り組む。そして、それらの活動を通じて視覚障害者のスポーツの普及振興を図る。

主な活動は、以下のとおり。

- ①代表者会議、幹事会の開催

- ② 常任委員会の開催（４回）５月・８月・１１月・３月を予定
- ③ 研修会の開催
- ④ 国際交流事業の実施
- ⑤ スポーツ人口調査の実施
- ⑥ ブロック組織強化事業の実施
- ⑦ ブロックへの役員派遣
- ⑧ 関係団体主催の会議、研修会、大会への役員派遣
- ⑨ 全国障害者スポーツ大会への協力
- ⑩ 日盲連及び日本障害者スポーツ協会主催の各種会議、研修会への参加
- ⑪ 競技団体主催などの大会
- ⑫ 関係機関との連携・協力
- ⑬ メーリングリストの活用
- ⑭ 日盲連ホームページを活用してのPR活動
- ⑮ その他各種スポーツ大会への後援

10. ガイドヘルパー支援事業

(1) 同行援護事業所等連絡会の活動の強化

本連合が中心となって結成した同行援護事業所等連絡会の活動を通じて、厚生労働省に対し視覚障害者の移動に関するさまざまな提案を行い、視覚障害者の外出時の安心安全と利便性の向上を図る。

この目的達成のため研修会や意見交換会などを実施する。

主な活動は以下のとおり。

- ① 総会 年間１回
- ② 研修会 年間２回
- ③ 厚生労働省への意見・要望の提出
- ④ 運営委員会 随時

第Ⅱ章 日本盲人福祉センターの事業

第1【第2種社会福祉事業】

1. 情報提供事業

(1) 全国視覚障害者団体に対する連絡及び助成事業の実施

本連合で発行している「点字日本」、「日盲連アワー（カセツ

トテープ及びディジーCD)」、「点字JBニュース」、「電話ナビゲーションシステム」、「愛盲時報」及びオンデマンド情報「日盲連 声のひろば」の内容を充実させ、即時的で有意義な情報を定期的に提供する。また、広く会員以外へも有意義な情報を提供し、同時に本連合の活動のPRに寄与する。

(2) 日盲連発の情報媒体の活用

JBニュース・愛盲時報などを活用し、全国の加盟団体の紹介やボランティア紹介などのコーナー、次年度大会特集などを企画し、紹介された団体に所属する会員の購読者を増やす取り組みを進め、各加盟団体会員の意識向上を図る。

また、時々の情勢に応じた本連合の考えを表明するコーナーを設け、全国の視覚障害者の意識向上を図る。

(3) 日盲連結成70周年事業に向けた対応

日本盲人会連合結成70周年を記念する事業を実施するため、その準備にあたる。

(4) 国からの視覚障害者への情報保障

国勢調査のインターネット回答、マイナンバーの通知、18歳選挙権の副読本などは、視覚障害者への配慮がないまま事業が進められているため、大きな問題が生じている。視覚障害の特性に応じた媒体(点字・音声・拡大文字・テキストデータ)による情報提供が行われるよう国に対して働きかけを行う。

(5) Webサイトの充実

本連合の活動紹介や福祉情報の提供などをさらに充実させ、会員・関係者のみならず、広く一般にも視覚障害者福祉についての理解が深まるよう努める。

さらに、以下の試みを実施し、コンテンツの拡充に努める。

- ①情報収集の手段としてアンケート、調査や取材活動を実施する。
- ②各府省庁が設置する各種委員会や作業部会などに出席して、いち早く国の政策動向を掴み、その情報を発信する。
- ③電子書籍等の情報収集に努める。

(6) メーリングリストの活用

福祉・職業関係の新聞記事や福祉制度等に関する最新情報を配信するほか、各種調査や意見交換を行い、幅広く情報の収集と提供を行う。

(7) 情報の集積

他団体が手がける刊行物や記念誌、当事者が執筆した書籍な

どを保管し、福祉関係のアーカイブの構築を図る。

(8) 編集会議の実施

本連合が発行する情報紙の拡充のため、編集会議を継続的に実施する。

2. 地域貢献活動の実施

(1) 地域交流祭の開催

日本盲人福祉センターを会場として、地域住民・関係団体、視覚障害当事者等を対象に、視覚障害を理解するための地域貢献活動の一環として、日本盲人福祉センターの関係者による体験コーナーやイベントを実施する。これらの事業を通じて、協力ボランティアの増加を図るとともに、小・中学生をはじめ一般市民に対する「視覚障害の理解」を広めることを目的として実施する。

(2) 地域主催事業への参加・協力

日本盲人福祉センター周辺の自治会等が主催する事業に参加し、視覚障害を理解するための地域貢献活動の一環として、日本盲人福祉センターの関係者による、視覚障害者用品の展示、体験コーナーを実施する。

3. 更生相談所の経営

各種の相談にあたっては、様々な媒体（点字JBニュース、点字日本、日盲連アワーなど）を通じて広報を行う。相談方法は来館、電話、手紙、電子メールで随時行い、無料で実施する。

(1) 総合相談

総合相談を10月・2月の2回実施する。

(2) 法律相談

法律相談は視覚障害のある本連合顧問弁護士により毎月実施する。相談は毎回4件、年間目標を48件として無料で実施する。なお、1日の定員を超えた場合でも対応するように努める。

(3) 生活相談

厚生労働省委託による全国盲人生活相談事業を日本盲人福祉センターにおいて実施する。

相談内容として、病気・健康、家庭心配事、就学・就職、年金・社会保険、移動・旅行など各方面での相談に対応する。

(4) 就労相談

専門相談員による就労継続などに関する相談を毎週火曜日と木曜日に実施する。相談者が相談して良かったと思える相談となるよう努める。

(5) 聞こえにくさ相談

聞こえにくさ相談を昨年に引き続き、本年度も実施する。

4. 点字出版所事業

(1) 委託事業の実施

厚生労働省広報誌の点訳・発行を行う。「点字厚生」(年6回)「ワールド・ナウ」(年2回)の点訳・発行を行う。

(2) 自治体・議会広報の製作

各自治体・議会からの委託を受け、広報点字版の製作・発行を行う。

(3) 点字版選挙公報作成事業

参議院選挙などの「選挙のお知らせ」点字版を製作する。

(4) 点字の普及及び相談事業

① 団体・企業からの依頼による点字版資料の受注・製作により、社会に点字が認知されるように努める。

② 企業が生産する日々の暮らしに必要な商品や食品に、点字表示をする際の相談に対応する。

(5) 研修の実施と参加

「合理的配慮」に伴う点字製作への貢献や時代に合った良質な点字印刷物作成のため、関係職員のスキルアップ研修を行うとともに他団体の研修会へ参加する。

(6) 触知図・触知案内板の製作等

各種団体・企業等からの点字表示案内板、触知案内板の受注、製作に努める。また、既に設置されている触知図・触知案内板などの補修・改修を実施する。この実施にあたっては、地域情報が重要なため組織部と連携して実施する。

(7) 機材及び作業環境の整備

点字出版に係る什器・ソフト等の計画的整備と、作業の効率化を図るための環境整備を行う。

5. 点字図書館事業

(1) 点字図書館の運営

サピエ図書館がサーバー等メンテナンスのために長期間(4月末～5月上旬)休業する。本点字図書館も、利用者に対する

利便性を確保しつつ、この期間及びその前後の期間を利用して蔵書の大規模点検整理及び配架の見直しを実施する。

(2) 新刊図書製作の取り組み（点訳・音訳）

ボランティア研修会の実施などを通して、品質の高い点訳・音訳図書の製作に努める。

特に、医学関連図書の製作を根幹に据え、点訳図書、音訳図書それぞれの特色を生かしたジャンルの製作にシフトする。

点訳図書については、医学書の製作に取り組む。ニーズの高いジャンルについても作品の製作を進める。

音訳図書については、医学書主体の製作方針を明確にする。

また、図書製作体制を整えたテキストデータについては、その需要が見込めない状況にある。そのため、テキストデイジー図書製作に着手し、テキストデイジー図書ボランティア育成講座を開催する。

(3) 点字図書及び録音図書の全国貸出

点字図書、デイジー図書の貸出だけではなく、カセットテープ図書の製作・貸出を継続し、ユーザーのニーズに応える。カセットテープ図書も含め、過去製作済み図書の遡及デジタルデータ化に着手する。

また、雑誌貸出用のテープ、CDの劣化が進んでおり、その更新を計画的に推進する。

(4) 点訳及び音訳奉仕員指導者養成及び奉仕員養成事業

①点訳奉仕員指導者養成講習、専門点訳奉仕員指導者養成講習及び音訳奉仕員指導者養成講習を通年で実施する。

②パソコン音訳研修会を継続実施する。音訳ボランティア初級講座を本年度から実施する。

③点訳ボランティア及び音訳ボランティア意見交換会をボランティア主導により開催する。また、専門性の強化の一環として使用する点訳ソフトの統一に努める。

④蔵書の大規模点検整理を考慮して点字図書整理及び録音図書整理及び製作補助にかかわるボランティアの募集を強化する。

⑤ボランティア交流会を開催し、ボランティア間の交流を深める機会とするとともに、ボランティアのレベルアップのための情報提供を行う。

(5) 広報及び普及活動

①新刊案内「点字図書館ニュース」の発行を行う。引き続き読者層を拡大するべく、紹介内容の充実を図る。また、広報媒

体としての配布を検討する。

②点字図書目録を発行する。

(6) 弱視者対応

弱視者の読書ニーズ及び弱視者向け図書製作の状況について調査する。

(7) 職員研修の充実

図書製作及びボランティア養成業務の拡充を図るために、職員のスキルアップを目的として、全視情協大会、サピエ研修会をはじめ各種研修会に職員を派遣し、他館との交流並びに情報収集の促進に努める。

第2【公益事業】

1. 録音製作所事業

本連合が開催する大会、会議、各種イベントなどにおける音声関係情報を収録し、日盲連アワーで広報に努めるほか、主に以下の事業を実施する。

(1) 厚生労働省からの委託事業

「声の広報・厚生」(年6回)、「厚生労働白書」「障害者白書」音声版(年1回)(いずれもカセットテープ版及びデージー版)の発行を行い、関係施設・団体などに寄贈配布する。

なお、今後のカセットテープ版の在り方については引き続き検討する。

(2) 各自治体及び関係団体・施設などからの委託事業

広報録音版の製作を行うとともに、音声案内などの受注拡大・製作に努める。平成28年度も単発物を確実に受注できるよう努める。

(3) 日盲連発の広報媒体の製作

日盲連アワー(年12回発行、デージー版などの情報誌)を製作し、情報の普及・提供に努める。また、これを点字図書館から貸出し、広く情報提供に努める。

(4) 機材及び作業環境の整備

録音製作に係る什器・ソフト等の計画的整備と、作業の効率化を図るための環境整備を行う。

2. 用具購買所事業

(1) 盲人用具販売あつ旋事業

厚生労働省委託事業の「盲人用具販売あつ旋事業」を引き続き実施し、視覚障害者が低廉な価格で盲人用具を入手できるように、その販売あつ旋を行う。

また、委託対象品目の普及改善に努めるとともに、製造業者への開発指導・開発協力を行う。

(2) 補装具・日常生活用具研修会の開催

平成26年度より厚生労働省の協力を得て、補装具・日常生活用具費支給制度の適切な運用のため、市町村職員・当事者・関係者に対して研修を行う。補装具・日常生活用具の支給に関する制度の理解や解釈を深め、適正な運用が行われることを目的として実施する。

(3) 用具購買所管理システムの活用

用具購買所で現在使用している管理システムを活用し、顧客、在庫、発注、受注管理等、作業の効率化及び迅速化を図る。

(4) 出張販売方法の工夫

本連合職員が出展するだけでなく、各地方で開催の展示会に商品を送り、現地スタッフの協力のもと販売または展示を行う。さらに、予め注文を受けた物品について現地で引き渡しを行うことも実施する。

(5) ICTを活用した商品の販売

既に実施しているメール注文受付に加えて、インターネット注文も受けられるシステムの開発を図り、視覚障害者の利便性を向上させる。

(6) 福祉機器取り扱い講習会の開催

取り扱いが困難で使用訓練が必要な福祉機器については取り扱い講習会を開催し、併せて販売会も開催する。

(7) 日常生活用具相談コーナーの常設

日常生活用具相談コーナーを常設し、各種用具に関する相談を受けることにより、視覚障害者の生活の質の向上に寄与する。

(8) 商品の発掘や新商品の開発

視覚障害者（中途失明・ロービジョン）向けの福祉関連機器の発掘をする。また、本連合とメーカーが協力し、視覚障害者のニーズに即した新商品の開発を行う。

(9) 用具関連情報提供の拡充

商品総合カタログ改定版の製作を行い、地方自治体に送付し、補装具・日常生活用具給付事業関係者への情報提供の拡充に努める。また、本連合のホームページを活用して、動画カタログを掲載し、視覚障害者または行政や一般個人に向けた宣伝広告を行う。

(10) 防災関連グッズの商品化

視覚障害者用の防災・災害対応用品及び避難所・仮設住宅用設備用品に関するニーズ調査に基づき、メーカー及び取り扱い業者と協力し、防災関連グッズの商品化を図る。また、多くの視覚障害者に防災用品を常備してもらうため、一般個人のほか、各災害対応行政機関に商品情報の周知を行う。

(11) ガイドヘルパーグッズの商品化

ガイドヘルパーを対象として、サービス提供中に安全かつ快適に視覚障害者を誘導するための商品の発掘・開発を行う。

3. 点字ニュース即時提供事業

厚生労働省の補助事業として「点字JBニュース」を毎日発行し、インターネットを通じて全国の視覚障害者に提供する。

月曜から金曜の毎日、当日の新聞から抜粋した一般記事と、独自に取材した福祉関係記事等を加えて点訳したデータを本事業のWebサイトに掲載する。各都道府県の地域実施機関は、これをダウンロードし、必要に応じて各地域の情報を追加し地元の視覚障害者に提供する。

また、「点字JBニュース」及び「電話ナビゲーションシステム」の実施機関へのアンケート調査を実施する。

4. 東京都視覚障害者ガイドセンター運営事業

上京し都内で活動する視覚障害者の利便性向上のため、ガイドセンターを設置し、都内の移動についてガイドヘルパーを派遣する。さらに、依頼者のニーズに対応するため、登録ガイドヘルパーの増加を図る。また、同行援護制度を活用したい視覚障害者に対しても、サービスが受けられるように事業所を紹介するなど、視覚障害者の外出保障の充実を図る。

5. 東京都点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業

(1) 点訳・音訳奉仕員指導者及び専門点訳奉仕員養成講習会の運営（東京都委託事業）を実施する。

(2) 点訳及び音訳奉仕員指導者養成講習会

点訳及び音訳奉仕員指導者養成講習会（7月～2月）を実施する。

(3) 専門点訳奉仕員養成講習会

専門点訳奉仕員養成講習会については、平成28年度は英語・触図・コンピュータを実施する。

6. 生活協同組合助成事業

「弱視者の読み書きに関する実態把握のための調査研究事業」として、弱視者の困難さを把握するために当事者アンケートを行う。また、調査結果は報告書にまとめ、結果を広く周知広報させて、弱視者の読み書きに関する問題点の改善を図る。

7. 移動支援従事者研修事業

視覚障害者の移動に際し、移動支援従事者及び同行援護従事者が安全かつ適切なガイドヘルプを行うため、視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業を実施する。誘導技術や情報提供（代筆代読）等の知識・技術の向上を目的に、同行援護事業所等連絡会が中心となり、全国で研修会を開催する。

8. 施術者支援事業

東京体育館において、その施設の一部を借用し、マッサージルーム「リセット」を運営し、視覚障害者の就労支援を実施する。

9. その他受託事業

(1) 啓発用パンフレットの製作

今春施行される「障害者差別解消法」などを踏まえ、一般市民へ視覚障害者の特性の理解を得るため、啓発用パンフレットの製作を検討する。

(2) 眼科医・支援機関との連携ツールの製作

視覚障害者の自立と社会参加を支援するため、眼科医・支援機関との連携を図るためリーフレットの製作を検討する。